

おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱

（ 令和 8 年 8 月 1 0 日
告示第 2 3 0 号 ）

（趣旨）

第 1 条 おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、おおい町補助金等交付規則（平成 1 8 年おおい町規則第 3 2 号。以下「交付規則」という。）及びおおい町商工観光課所管補助金等交付要綱（平成 2 0 年おおい町告示第 3 5 号。以下「交付要綱」という。）のほか、この要綱で定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、本町の地域資源を活用した返礼品の開発・生産を支援し、本町のふるさと納税の寄付額増加と地域産業の持続的な発展につなげることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域資源 製造原料となる本町の一次産品又は町内で提供される役務をいう。
- （2） ふるさと納税 個人が地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 第 2 項又は第 3 1 4 条の 7 第 2 項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第 3 7 条の 2 第 1 項又は第 3 1 4 条の 7 第 1 項の規定により寄附金税額控除が適用される制度をいう。
- （3） 返礼品 ふるさと納税を利用して本町に寄附をした個人に対し、町から贈呈する物品又は役務をいう。
- （4） 事業者 会社その他の法人又は規約、会則その他これらの類する定めを有し代表者及び会計管理者が置かれている団体をいう。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、総務省が定めるふるさと納税に係る地場産品基準を満たす返礼品の開発、製造、加工又は提供に必要な施設整備等を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない

- （1） 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- （2） その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、返礼品を提供する事業者又は返礼品を提供する事業者となる見込みがある者のうち、次の要件のすべてを満たすものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めたものについては、この限りでない。

- (1) 町内に返礼品の生産に係る拠点を有する事業者若しくは、その拠点を有しようとする事業者
- (2) 補助対象事業を活用した返礼品を、補助金交付後5年以上、提供することが可能であると認められる者
- (3) 市町村税の滞納がないこと。
- (4) 他の補助金交付の対象となる経費について、補助を受けていない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業に該当しない事業及び公序良俗に反しない事業を営む予定である者
- (6) 事業の実績報告を行う時点において、おおい町商工会に加入している者

(事業期間)

第6条 補助対象事業は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する年度の翌年度末までに完了しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたものについては、この限りでない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、別表に定めるとおりとする。ただし、税の性質を有するものは含まないものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内で町長が定めた額とし、補助対象経費の3分の2以内で、1件あたり2,000万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(指定の申請)

第9条 補助金の交付の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付指定申請書（様式第1号）
- (2) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実施計画書（様式第2号）
- (3) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 事業実施場所位置図
- (5) 事業に係る経費の見積書等の写し
- (6) 同意書（様式第4号）

- (7) 納税証明書（指定申請書を提出する時点において町外に活動の拠点を置いている者のみ。その市町村発行のもので発行日から3ヶ月以内のものに限る。）
 - (8) 直近3事業年度（法人以外の団体にあっては直近3年分）の決算書、収支決算書その他これらに類する書類
 - (9) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 前項第2号に規定する実施計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）を活用した返礼品の出荷計画
 - (2) 補助対象事業実施後3年を経過した年度以降、毎年度、返礼品の出荷額が補助金交付額の10%以上となる計画
 - (3) 町民の雇用創出及び雇用維持に関する計画
 - (4) その他町長が必要と認める事項
- 3 前項の書類の提出期限は、町長が別に定める。

（審査委員会の設置）

- 第10条 補助対象者、補助対象事業の内容及び補助金の額を審査するため、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の構成及び運用については、別に定める。

（指定の通知）

- 第11条 町長は、第9条に規定する書類の提出があったときは、その内容を委員会で審査し、適当と認めたときは補助金の交付の指定をふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付指定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付の申請）

- 第12条 前条による指定通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を町が定める期日までに町長に提出しなければならない。
- (1) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付申請書（様式第6号）
 - (2) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実施計画書（様式第2号）
 - (3) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業収支予算書（様式第3号）
 - (4) 事業に係る経費の見積書や図面等の写し
 - (5) 事業実施前の写真（改修等をする場合）
 - (6) 定款及び登記事項証明書の写し

（交付の決定）

- 第13条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付規則第5条の規定により補助金等交付決定通知書を補助対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

- 第14条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 町は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付事業の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行うことができる。
- (2) 補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度から5事業年度分、各年の事業等の状況を当該決算終了の日から2月以内に、ふるさと納税返礼品開発促進支援事業成果報告書（様式第7号）を町長に提出すること。

（補助事業の変更等）

第15条 交付規則第6条の規定により、補助事業者は、補助事業の変更、中止及び廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）計画（実績）書（様式第8号）
 - (2) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）収支予算（決算）書（様式第9号）
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、補助事業等計画変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（事業の完了）

第16条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当した日をもって完了したものとする。

- (1) 補助対象設備の導入及びこれに係る支払が完了していること。
- (2) 補助対象設備を活用して製造された返礼品が、町が指定するふるさと納税ポータルサイトに掲載されていること。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は第11条による交付の決定の属する年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実績報告書（様式第10号）
- (2) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）計画（実績）書（様式第8号）
- (3) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）収支予算（決算）書（様式第9号）
- (4) 返礼品の掲載状況が確認できる書類
- (5) 事業に係る経費の契約書、請求書及び領収書等の写し
- (6) 事業実施後の写真
- (7) 事業実施場所位置図
- (8) おおい町商工会の会員であることを証するものの写し
- (9) 第20条第2項の補助対象設備管理台帳の写し

(補助金の額の確定)

第18条 町長は、前条の規定による報告書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第19条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、精算払により行うものとし、概算払いは行わないものとする。

(補助対象設備の管理)

第20条 補助事業者は、補助対象設備を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象設備について、補助対象設備管理台帳(様式第13号)を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、補助対象設備について、補助事業により取得したことがわかるよう、ラベル等の標識により「おい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金」と見やすい箇所に表示しなければならない。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内においては、補助金の交付の目的に反して補助対象設備を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返納した場合はこの限りでない。
- 4 補助事業者は、前号の期間内において、補助対象設備を処分しなければならない事由が生じたときは、あらかじめふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助対象設備処分承認申請書(様式第14号)を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他補助事業者の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合についてはこの限りでない。
- 5 町長は、前項の規定により補助対象設備の処分を承認した場合において、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、当該補助事業者に対し、返還すべき額及び期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(交付決定等の取消し)

第21条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金の交付決定の内容、交付決定に付した条件、第14条から前条までの規定、交付規則、交付要綱、又は関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 町長の承認を受けずに補助事業を変更し、又は補助事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他町長が不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(廃業等する場合の措置)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日から5年未満で廃業又は休業を行おうとするとき、事前にその旨を町長に報告しなければならない。その場合、町長は、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備)

第23条 補助金の交付を受けた交付申請者(以下「交付対象者」という。)は、補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

- 2 交付対象者は、町長から前項に規定する書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和14年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金の交付及びふさと納税返礼品開発促進支援事業成果報告書の提出については、当該交付又は提出がされるまでの間、なおその効力を有する。

別表（第7条関係）

区 分	内 容
建 物 等 取 得 費	工場、作業所及び倉庫等の建物取得及び増改築に要する経費 （使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できる部分に限る。）
付 帯 設 備 等 取 得 費	電気設備、給排水設備、冷蔵冷凍設備、衛生設備その他返礼品の生産等に必要な付帯設備の整備又は取得に要する経費
機 械 装 置 等 取 得 費	加工機械、包装機械、品質管理機器その他返礼品の生産等に必要な機械装置等の取得に要する経費

- 備考 1 汎用性の高い機器は、目的外使用が無いと整理できる場合にのみ対象とする。
- 2 農林水産物の生産そのものを目的とする施設又は機械設備の整備は補助対象外とする。

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付指定申請書

下記のとおり、ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金の交付の指定を受けたいので、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の計画 ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実施計画書のとおり

2 補助事業に要する経費 : 円

3 補助対象経費 : 円

4 補助金交付希望額 : 円

5 補助事業予定期間 交付決定日以降 から 年 月 日 まで

6 添付書類

- (1) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実施計画書
- (2) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業収支予算書
- (3) 事業実施場所位置図
- (4) 事業に係る経費の見積書等の写し
- (5) 同意書
- (6) 納税証明書（指定申請書を提出する時点において町外を拠点としている法人のみ。その市町村発行のもので発行日から3ヶ月以内のものに限る。）
- (7) 直近3事業年度（法人以外の団体にあっては直近3年分）の決算書、収支決算書その他これらに類する書類）

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実施計画書

1 申請者の概要

法 人 名					
代 表 者 氏 名	(役職)				
住 所	〒 ー				
生 産 拠 点	〒 ー				
電 話 番 号					
F A X					
E - m a i l					
産 業 分 類 ※	中分類 コード			項目名	
資 本 金	円			従業員数	名
主 な 事 業 内 容					
主 要 事 業 の 状 況	品目名	年間売上高（千円）		主な取引先	
ふるさと納税への返 礼 品 取 扱 状 況	※現在返礼品として掲載中の商品について具体的に記載				
国又は県等の補助事 業の有無	☐ 無 ☐ 有（事業名： ） ※有の場合、その事業計画書を添付すること				

※ 主たる事業が属する業種における日本標準産業分類の中分類コード、項目を記載してください

2 提案内容について

①事業の概要・全体図

【どのような事業を行うのか、事業の全体像及び補助対象経費の根拠となる施設・設備等との関連性も含めてご記入下さい。】

②返礼品として提供予定の地域資源

【返礼品名称、内容、品代、生産計画数量、仕入先、目標受注数などについて、ご記入ください。】

③②の地域資源を選定した理由

【地域資源の選定理由、強みなどについて、ご記入ください。】

④返礼品生産拠点について

【生産拠点の選定理由、地権者との関係性について、ご記入ください。】

⑤雇用計画について

【事業実施において、従業員の雇用計画について、ご記入ください。】

④事業スケジュール

※事業着手は、審査会で採択を受けて後、交付決定日以降となります。

実施項目	月	月	月	月	月	月	月	月
		→						
			→					
					→			
							→	

⑤事業に関する法律、規制について
【事業実施に際して必要な許認可の申請・取得状況などについてご記入ください。】 ※必要な許認可等の判断を町として行うものではございませんので、事業者の責により各種法令等を遵守したうえで、事業は実施してください。

3 収支計画について

①収支計画書（詳細な資金計画は別紙【収支予算書】に記載してください。）			
事業費		補助対象経費	
②ふるさと納税事業の実績と見込み			
交付決定の翌年以降の見込みを記入してください ※事業開始から3年後の出荷見込額において補助額の10%を達成してください			
	出荷見込額	売上見込額	寄付見込金額
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			

様式第3号（第9条、第12条関係）

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	金 額	明 細
町 補 助 金		おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金
自 己 資 金		
借 入 金		
合 計		

2 支出の部

経 費 区 分	費 目	補助対象経費		積算明細等
		(消費税込み)	(消費税抜き)	
建 物 等 取 得 費				
付 帯 設 備 等 取 得 費				
機 械 装 置 等 取 得 費				
合 計				

※補助事業期間中に補助対象経費となるものを記載してください。

※適宜、行を追加してください。

様式第4号（第9条関係）

同 意 書

おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱に定める交付対象者であることを確認するために、町税の滞納の有無について、おおい町長が調査することに同意します。

おおい町長 様

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

様式第5号（第11条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けのふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付指定申請について次のとおり指定したので、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長



記

1 指 定 番 号 第 号

2 法人名（屋号）

3 事業実施場所

4 指 定 の 条 件

年 月 日

おい町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金の交付を受けたいので、おい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の計画 ふるさと納税返礼品開発促進支援事業実施計画書のとおり

2 補助事業に要する経費 : 円

3 補助対象経費 : 円

4 補助金交付申請額 : 円

5 補助事業実施期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

6 添付書類

- (1) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金実施計画書
- (2) ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金収支予算書
- (3) 事業に係る経費の見積書や図面等の写し
- (4) 事業実施前の写真（改修等をする場合）
- (5) 定款及び登記事項証明書の写し（法人の場合）

年 月 日

おおい町長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ㊞

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業成果報告書

年 月 日付けおおい町指令商第 号で補助金の交付決定を受けたふるさと納税返礼品開発促進支援事業について、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり事業成果を報告します。

記

①	前年決算期の売上高 (決算期： 年 月)	(A)	円
②	直近決算期の売上高 (決算期： 年 月)	(B)	円
③	売上高の伸び率	$(B) / (A) \times 100$	%
④	②の内、補助事業関連売上高	(C)	円
⑤	割合	$(C) / (B) \times 100$	%
⑥	直近決算期の経常利益	(D)	円
⑦	⑥の内、補助事業関連経常利益	(E)	円
⑧	割合	$(E) / (D) \times 100$	%

ふるさと納税返礼品出荷状況

	出荷見込額	売上見込額	寄付見込金額
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			

※添付書類

(1) 直近決算書

様式第 8 号（第 1 5 条、第 1 7 条関係）

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）計画（実績）書

法 人 名	
住 所	〒 ー
生 産 拠 点	〒 ー
取 扱 い 返 礼 品	
事 業 期 間	事業着手 年 月 日 事業完了 年 月 日
事 業 に 要 す る 許 認 可 ・ 免 許 等 (必要な場合のみ記載)	許認可・免許等名称： 取 得 時 期：
事 業 の 実 施 内 容	
事 業 の 実 績	

様式第9号（第15条、第17条関係）

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額 (変更予算額)	比較増減	明 細
町 補 助 金				おおい町ふるさと納税返礼品開発促進 支援事業補助金
自 己 資 金				
借 入 金				
合 計				

2 支出の部

経 費 区 分	予 算 額	決 算 額 (変更予算額)	比較増減	備 考
建 物 等 取 得 費				
付帯設備等 取 得 費				
機械装置等 取 得 費				
合 計				

※補助対象経費となるものを記載してください。

※適宜、行を追加してください。

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けおおい町指令商第 号で補助金の交付決定を受けたふるさと納税返礼品開発促進支援事業を実施したので、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 ふるさと納税返礼品開発促進支援事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

（1）交付決定額： 円

（2）精 算 額： 円

3 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- （1） ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）計画（実績）書
- （2） ふるさと納税返礼品開発促進支援事業（変更）収支予算（決算）書
- （3） 返礼品の掲載状況が確認できる書類
- （4） 事業に係る経費の契約書、請求書及び領収書等の写し
- （5） 事業実施後の写真
- （6） 事業実施場所位置図
- （7） おおい町商工会の会員であることを証するものの写し
- （8） 補助対象設備管理台帳の写し

様式第 1 1 号（第 1 8 条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けおおい町指令商第 号で交付決定をした（ 年
月 日付けおおい町指令商第 号で変更交付決定をした）補助金について次のとお
り額を確定したので、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第 1
8 条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長 印

記

- 1 交付決定額

円
- 2 確 定 額

円

年 月 日

おい町長 様

住 所

氏 名 印

〔 法人にあつては名称
及び代表者氏名 〕

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金請求書

年 月 日付け、おい町指令商第 号で額の確定通知を受けたふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

〔振込先〕

金 融 機 関 名								
支 店 名								
口 座 種 別 ・ 番 号	普通・当座							
口 座 名 義	フリガナ							

※添付書類 振込先口座の通帳の写し

様式第 1 3 号（第 2 0 条関係）

補 助 対 象 設 備 管 理 台 帳

財産名	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	取得年月日	保管場所	耐用年数

- 1 おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業により取得し、又は効用の増した財産について記載すること。
- 2 同一規格で同一単価であるものは一括して記載してよい。
- 3 取得年月日は、工事が完了した年月日とすること。

年 月 日

おおい町長 様

住 所

氏 名

㊞

ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助対象設備処分承認申請書

年 月 日付けおおい商指令第 号で補助金交付額の確定通知を受けた標記の補助事業により取得した補助対象設備を処分したいので、おおい町ふるさと納税返礼品開発促進支援事業補助金交付要綱第 20 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象補助対象設備の品目及び取得年月日
 - (1) 品 目
 - (2) 取得年月日
 - (3) 取 得 価 格
 - (4) 残 存 簿 価
- 2 処分しなければならない理由（具体的かつ詳細に記載すること）
- 3 処分の時期 年 月 日
- 4 処分の方法
- 5 処分により得られる収益（見込み）
- 6 その他